確定申告相談会

を作成することができます。

●1000∞N5

税務署(豊橋地方合同庁舎 り受付を早めに終了する場 時~午後4時(混雑状況によ 日曜日、祝日を除く/午前9 方で、金融機関などから借入 対象:年金受給者の方で、 合があります) 場所:豊橋 6日 (水) ~15日 (金) /土· を取得された方 日時:2月 をして新築または中古住宅 提出する方/給与所得者の 付を受けるための申告書を

▼電話相談センター

a(0532)5-6201 パソコンやスマホで確定 申告できます

●1000∞N5

作成できます。 (http://www.nta.go.jp) ド 確定申告書は国税庁HP

署などに行かなくても申告書 を入力することにより、 画面の案内に従って金額など 作成コーナーを利用すれば、 国税庁HPの確定申告書等 税務

> による申告が利用できます。 るさと納税などの寄付金控除 末調整済)で医療費控除やふ 専用画面では、給与所得者(年 今年から導入されたスマホ

●書面提出するとき

e-Tax (電子申告)ます (有料)。 ビス(アプリ)で印刷でき スマートフォンの場合はコ どにより提出してください して、所轄税務署に郵送な 作成した確定申告書を印刷 ンビニなどのプリントサー を

利用するとき リードライタを利用したマ ンバーカードとICカード e-Taxの場合は、マイナ インターネットを利用した



ります。 Ι ワードを利用したID・パ 後に発行されるID・パス 税務署で本人確認を行った マイナンバーカードとIC スワード方式の2通りがあ イナンバーカード方式と、 D・パスワード方式は、

ルプデスク ▼e-Tax・作成コーナーへ す。ぜひご利用ください。 フォンでe-Taxができま ても、パソコンやスマート カードリードライタがなく

バーの記載が必要です 確定申告書にはマイナン

●1000∞25

ください。 写しを申告書などに添付する 告書などを提出する際は、 必要があります。 確認書類を提示するか、その 示またはその写しを添付して イナンバーカードなどの本人 申告書などを提出する際 マイナンバーを記載した申 次のいずれかのものを提 マ

> 公的医療保険の被保険者証な ②通知カード+運転免許証

index.htm) をご覧ください。 www.nta.go.jp/taxes. ンバーについて〉」(http:// 保障・税番号制度〈マイナ ※詳細は、国税庁HP「社会 する必要はありません。 ※ e - Taxで送信する場合 tetsuzuki/mynumberinfo/

お問い合わせはお電話で 確定申告書に関する

☎ (0532)5-6201 電話相談センター

15 日 **受付:**1月15日(火)~3月 (記載以外の期間は、 (0570)015901(金) /土曜日、祝日を /午前9時~午後8時 受付日

①マイナンバーカード

本人確認書類を別途送付

●申告に関するご質問や必要 な書類の確認をしたいとき

●確定申告書等作成コーナー ヘルプデスク e-Tax・作成コーナー の操作が分からないとき

●マイナンバーカードに関する 時が異なるます)

©(0120)9-0178 後5時30分、年末年始を除く) 時30分~午後8時、土·日曜 (受付:月~金曜日/午前9 ▼マイナンバー総合フリーダ 定などが分からないとき ーCカードリーダライタの設 祝日/午前9時30分~午

個人住民税は給与天引き (特別徴収)で

1003513

せん。 を特別徴収しなければなりま 払う事業主は、原則として個 条例の規定により、給与を支 人住民税 (市民税+県民税) 地方税法および田原市市税

年5月から『特別徴収義務者』 収未実施の事業所を、 に指定しています。 東三河8市町村では特別徴 まだ特別徴収を実施して 平 成 28

23 3509 FAX 23 0180 をお願いします。 税務課

|21 | 広報たはら 平成31年1月

切り替え

ない事業主の方は、